

## ○豊橋市の公共交通をともに支え育む条例

平成29年3月29日

条例第18号

## 豊橋市の公共交通をともに支え育む条例

## (目的)

第1条 この条例は、本市における公共交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにすることにより、市、市民、事業者及び公共交通事業者が、ともに都市交通体系の構築を推進し、もって公共交通の維持及び活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 市民の日常生活若しくは社会生活における移動又は本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関であって、公共交通事業者が本市の区域内において運行するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (4) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。
  - ア 軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
  - イ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者(専ら高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行うものを除く。)及び道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者
  - ウ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

## (基本理念)

第3条 公共交通の維持及び活性化は、拠点を中心にまとまりのある市街地を形成する集約型都市構造を交通面から実現するため、過度に自家用車に頼ることなく生活及び交流ができる都市交通体系を構築することを基本として行わなければならない。

2 市、市民、事業者及び公共交通事業者は、将来にわたって安全で安心な公共交通を維持し、及び活性化させることが集約型都市構造を交通面から実現するために必要不可欠であるという認識の下、それぞれの責務又は役割を担い、及び相互に連携し、公共交通をともに支え育まなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、事業者及び公共交通事業者の参画及び協働の下、公共交通の維持及び活性化を可能とするまちづくりの推進を図るため、公共交通の利便性の向上、維持及び利用促進に関する施策を立案し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、公共交通事業者、周辺市町村及び公共交通事業者が組織する団体その他の関係機関の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めるものとする。

## (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、公共交通への理解及び関心を深めるとともに、過度に自家用車に頼ることなく、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市民は、市、事業者及び公共交通事業者が実施する公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う移動又は従業員の通勤における公共交通の利用を促進するとともに、従業員に対し、過度に自動車に頼らない意識の変化を促すよう努めるものとする。

2 事業者は、市、市民及び公共交通事業者が実施する公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (公共交通事業者の責務)

第7条 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、市民及び事業者の意向を十分に把握し、効率的な事業運営に反映させるよう努めるものとする。

2 公共交通事業者は、その社会的な役割を認識した上で、公共交通の利便性を向上させるとともに、市、市民及び事業者に対し、公共交通の利便性の向上に関する情報を積極的に提供することにより、その利用を促進するよう努めるものとする。

3 公共交通事業者は、市、市民及び事業者が実施する公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (基本施策)

第8条 市は、市民、事業者及び公共交通事業者との連携により、次に掲げる基本施策を推進しなければならない。

- (1) 過度な自家用車の利用からの転換についての意識改革に関すること。
- (2) 利便性が高く、機能的な公共交通ネットワークの形成に関すること。

- (3) 公共交通の利用者が、安全かつ円滑で快適な乗降等を行うことができる環境の整備に関する事。
- (4) 各公共交通間及び公共交通と自転車又は自家用車等が安全かつ円滑で快適に乘換えできる環境の整備に関する事。
- (5) 公共交通の運行が困難な地域における移動手段の確保に関する事。
- (6) 公共交通に係る技術革新の調査及び導入に関する事。
- (7) まちづくりと連携した公共交通に係る施策の実施に関する事。

(市職員の責務)

第9条 市職員は、業務に伴う移動又は通勤においては、過度に自動車に頼ることなく、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。